

2019年7月16日

各 位

会 社 名 東京電力ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 小早川 智明
(コード番号：9501 東証第1部)
問合せ先 総務・法務室株式会社グループマネージャー 山上 聡
(TEL. 03-6373-1111)

当社に対する仲裁の裁定に関するお知らせ

2017年12月18日付「当社に対する仲裁に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、Cameco Inc.（以下、「Cameco」といいます。）より仲裁（以下、「本仲裁」といいます。）を申し立てられておりましたが、2019年7月13日に本仲裁の仲裁機関である国際商業会議所から仲裁裁定（以下、「本裁定」といいます。）を受領いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 仲裁申立の経緯及び概要

当社は、Cameco とウラン精鉱購入契約（以下「本契約」といいます。）を締結してウラン精鉱を購入しておりましたが、2017年1月24日に本契約の条項に基づき本契約を解除しました。これに対し、Cameco は同年5月19日、本契約の解除が無効であることの確認及び当社がウラン精鉱を引き取らないことによる損害の賠償並びに仲裁関係費用の支払い等を求めて、国際商業会議所に本仲裁を申し立てました。なお、本仲裁において Cameco が請求していた損害賠償額は、総額 703.1 百万米ドルでした。

2. 仲裁裁定の要旨

仲裁廷は、本契約が契約条項に従って解除されたとの当社の主張を認めず、当社に対して損害賠償金として 40.3 百万米ドル、仲裁関係費用等として約 1.7 百万米ドル及び利息の支払いを命じました。

3. 今後の見通し

当社は、本裁定の内容を精査した上で、適切に対処していく所存です。本裁定が当社の業績に与える影響等については現在精査中であり、確認ができ次第公表する予定です。

以 上